

ビスマルクの對社會民主黨策

田中，友次郎

<https://doi.org/10.15017/2340941>

出版情報：史淵. 20, pp.101-125, 1939-03-31. 九州帝国大学法文学部
バージョン：
権利関係：

ビスマルクの對社會民主黨策

田中友次郎

一、序 言

本問題の意義は、一八九〇年二月退職に先立つこと數十日、皇帝ウィルヘルム二世に對するビスマルク自身の語を以てその一端を察知し得るであらう。即、既に四回に亘る効力延期を経たる社會主義者法の該延期が正に議會に依つて否決せられし直後に當り憤懣の情遣る方なかりしビスマルクの軍事豫算に對する奉答を見るに、彼が長年如何に社會民主黨抑壓に苦慮し且之を重要視せしかを思はしむるものがある。曰、「臣にとつては砲兵下士に至る迄充分に強力なる以上は、社會主義問題が差當つて軍事問題以上に重要である」⁽¹⁾と。惟ふに、「社會主義は法皇全權主義と共に、帝國が内政上に於て闘ひし最大の敵であつた」⁽²⁾。然し乍ら此の闘ひの絶頂は一八七八年十月ビスマルクの多年渴望せし社會主義者法 (Sozialistengesetz od. Gesetz gegen die gemeingefährlichen Bestrebungen der Sozialdemokratie) をして一先づ彼の勝利を示す結果となつて現れた。斯くて「此の例外法規こそは關稅率改正法案と共に、帝國宰相にとつて最大意義を有する立法的活動の成果であつた」⁽³⁾。にも拘はらず大いなる史的意義と我

々の關心とは該法自體に在らずして、彼をしてその發布を決意せざるべからざらしむるに到りし當時の獨逸の社會的經濟的發展、同時に社會民主黨の發展を、彼の個性或は社會觀に照して觀察する所にこそ存すべきものである。蓋し、嘗てシュモラー (G. Schmoller) は、「ビスマルクの性格は亦、實に彼の政治學上の見解と實踐との鍵である」⁽⁴⁾と稱した。されば我々は此の點より考察を進むることとする。

二、ビスマルクの社會觀と社會民主黨

一般にビスマルクの社會觀なるものは如何なるものなりしか。從て社會民主黨なる具體的黨派に對する彼の見解は如何様に理解さるべきものなりしか。

彼は社會民主黨が求むる如き意味に於ける社會問題の解決をば今日の國家では不可能であり、夫は神の攝理に對してのみならず、人性に對しても背理するものと考へたのであつた。彼は曰、「資本家勞働者間の矛盾は世界と同様古きものである。夫は自然法に基くものであり、決して變改される事は出来ないものである。……個々人諸種族及彼等の業績の多様性こそは、成果及進歩の爲の不斷の鬭争に於ける人類發展の最も力強き前提である云云」⁽⁵⁾と。惟ふに、斯かる極端なる現狀維持的保守主義思想が後年議會に於て彼をして、社會民主黨の説く所の所謂未來國家 (Zukunftstaat) を以て夢想に過ぎずと嘲罵せしむるに至つたのである。曰、「各人に彼の物が割當てられるとしたら、人々は何等自己の獨立の職業をも獨立性をも有せずして監督者の強制下にある所の監獄の如き生活に陥るであらう……。これこそ古來未

會有の最も無慈悲な専制君主とその走狗を生ずるに至るものである」と。斯くて彼は、「社會民主主義的狂氣 (Sozialdemokratische Verrücktheit) に對する社會の共鳴は、彼等の理解力なるものが全く愚昧なものであり未發達のまゝである爲に、自己の貪慾に驅られたる老猾なる野心ある指導者の美辭麗句に絶えず乗ぜられてゐるといふ事實に基くものである」と痛論するに至つた。

斯くて、彼の社會問題に對する見解の中には社會民主黨の據つて以て立つ所の主義思想と毫末も相容れる所はなかつたのである。にも拘らず彼自身自己の政策を社會主義的なりと宣言せしことは、その政治的意圖の奈邊に在りしかにせよ大なる興味と注意とを惹かしむるものである。彼は一八八二年六月、バムベルガー (Bamberger) 代議士の彼の國家社會主義政策に對する非難に答へて曰、「農民階級の解放は社會主義的なものであつた。鐵道建設の爲の凡ゆる收用は社會主義的である。土地の買収、擴張、全救貧事業、就學義務は極端に社會主義的である。之等は凡て社會主義的なものである。貴下が *Sozialismus* なる語が何人かに恐怖を感じしむる事が出来ること信する時、貴下は余が長年克服してゐる所の且その克服が全帝國立法に徹頭徹尾必須的な所の見地に立つてゐるのである」と。

さり乍ら「かのウァーターローの戰の年に生れ熱情的な祖國愛とプロシヤ及其の英雄に對する誇りをば自己の相續財産として全力を擧げて之をその若い精神の中に沈潜せしめ、學生時代既に『熱狂的ユンカー』 (oller Junker) として人々の注意を惹きたる」彼ビスマルクに於ては、彼の辯明を如何に解するにせよ、要するに彼が如何なる意味に於て自己の思想又は政策を社會主義的と呼稱しやうとも、「社

會的難問に對し未だ嘗て眞の社會主義的立場から之を解決せんと企てたことはなかつた⁽¹⁰⁾のである。さればこそエンゲルスも、斯かるビスマルクの自稱社會主義に對し冷笑的な辭句を以て攻撃の鋒を向けてゐるのである。曰く、「ビスマルクが何等の經濟的必然性なしに只戰爭の場合により良く利用し得んが爲に、鐵道従業員を政府黨の投票家畜 (Regierungsschweine) に育て上げんが爲に、別して議會の決議に拘束されざる一つの新たな財源を作出さんが爲に、プロシヤの主要鐵道線を國有にした所で、——それは直接的にも間接的にも意識的にも無意識的にも斷じて社會主義的施設ではない云云」と。⁽¹¹⁾メリーングに至つては更に露骨極まる言辭を以て自稱社會主義の裏面を指摘論難してゐる。曰、「苟もビスマルクの社會主義なるものが云云されるならば、それは布施社會主義或は從僕社會主義 (Almosen = oder Lakaiensozialismus) を名付けられねばならぬ。……ビスマルクの社會主義といふ言葉をどうしても濫用したいならば、此の社會主義の本質は次の中にある。即、布施に依つて労働者の眼を眩まし斯くして労働者を恩給を樂みにしてゐる宮廷の從僕員たいにもつと易々と傾使され、幾らでも仕事を云付けられるやうにすることである」⁽¹²⁾。斯くて我々は此の二人の社會主義者の罵言の中に、ビスマルクの労働階級に對する一般的政策の眞の姿を觀察し得るであらう。蓋し、「常にかの榮譽あるプロシヤ王國、プロシヤ國家、獨逸帝國にとつての意義を其の政策的決定的問題とせるビスマルク」⁽¹³⁾に對しては、政敵の斯かる嘲罵も已むを得ないことであつた。其故にこそローマン・メーニヒ (Roman Mönig) も、社會民主主義的社會主義とビスマルクの自稱社會主義即所謂彼の國家社會主義との不俱戴天とも稱すべき矛盾に就

て極めて明瞭なる端的表現を企てゝゐる。曰、「ビスマルクは、社會民主黨の革命的マルクスの核心に於ける國家を危くする傾向から生ずる所の困難なる問題に對しては、彼の歴史的課題をば國家社會主義的思想の中に於て理解した。そこで彼は此の破壞的勢力を弱めねばならぬこととなり、普選實施にも拘らず無産階級の階級闘争を根絶せんと努めたのであつた。茲からしてマルクス主義及、其の政黨と革命の根本思想に正に背離し國家及社會の問題をば國民的見地より把握せんとする國家社會主義との直接的絶縁が明かに生じて來たのである」⁽¹⁴⁾と。

惟ふに、ビスマルクの社會民主黨に對する嫌惡の情は、既に四十年代の終りに於ける彼の言を以て其の強烈の程を見る事が出来るのである。即彼は、一八四九年初め伯林に於ける戒嚴状態の撤去に關する議論に當つて、社會民主主義者達と對話中その一人デステ(Deste)⁽¹⁵⁾に向つて曰、「余にして命令權を有してゐるとせば、直ちに諸君を銃殺の刑に處せしむるものを」と。之に對するデステの答は亦、正に兩者の犬猿もたゞならざる相敵視の様を如實に表現せるものに外ならなかつた。曰、「我々にして何時か政權を有するに至らば、貴下を絞殺の刑に處するであらう」と。にも拘はらず六十年代、ラッサール(一八二五—六四)指導下の同黨と彼との關係を見る時、茲に彼の社會民主黨に對する根本的見解と正に相對する彼の態度を見るのである。夫故にこそ後七十年代以後に於て、「彼が同黨をば國家に危険なるものと見做したが故に之を迫害したといふことは社會民主黨に對するビスマルクの態度を一つの矛盾に充ちた馬鹿げたものとなした」⁽¹⁶⁾のであつた。

蓋し、ラッサール時代に於ける社會民主黨に對する彼の友好的態度なるものが、全く政策的意圖に出でしものなる事は、云ふ迄もなく明かなことであつた。よしやビスマルクが、自分とラッサールの關係をば單なる個人的會談に過ぎなかつたと公言し、(一八七八年九月十七日帝國議會に於ける演説) 自分は一個の多才なる善き隣人に對すると同様にラッサールと打寛いで雜談したのであると確言しやうとも、「斯かる確言を基礎付けやうとするビスマルクの試み程滑稽なものではなかつた。」¹⁷⁾ 卽、彼は七八年帝國議會に於ける辯明に於て曰、「我々の關係は、全然政治的商議の性質を有ち得るものではなかつた。素寒貧のラッサールが余に何を要求し何を提出することが出来たといふのか。……彼は大臣としての余に與へ得る様な物は何一つ有つてゐなかつた。彼の有つてゐた物は私人として余を惹き付けた或物であつた。……彼は極めて顯著なる國民的君主的思想の持主であつた。彼の求めた理念 (Idee) は獨逸帝國であつた。此の點に於て我々は接觸點を持つたのである云々」と。

ビスマルクが果してラッサールを君主々義者なりと眞に信じてゐたかは大いに疑問であるが要するに七八年の議會演説に於てはラッサールを故意に誇張して讚嘆し、彼の死(一八六四年八月)後の社會民主黨の運動に對し聽衆をして一層危険なりとの感を強く抱かしめんが爲の煽動的意圖に出でたるものなることは誤りないであらう。蓋し、ビスマルクの所謂君主々義思想の所有者ラッサールは市民階級の國家觀に對抗して彼自ら、「勞働階級の國家理念」と稱するものを展開してゐる。而して之が本來のマルクスの階級國家觀とは大に趣を異にせる極めて抽象的なものであつた點が、雙方よりの政策的結合を容易な

らしめた楔であつた。曰、「諸君、歴史は自然との闘争である。窮乏、無智、貧困、無力従て人類が歴史の始に登場した時の我々の状態であつた凡ゆる種類の不自由この闘争である。此の無力 (Machtlosigkeit) の克服の進行、之が歴史の示す所の自由の發展である。此の自由の發展を、此の人類の自由への發展を示すものが國家である。……故に國家の目的は人間を積極的展開、進歩的發展に至らしめること、換言すれば人間の使命を、即、人類の能くする文化を現實的存在に形成することである。國家の目的は自由への人類の教化及發展である。……諸君、之が國家の眞の道徳的本性 (sittliche Natur) であり、その眞正のより高き任務である。……即、労働階級の理念 (Idee des Arbeiterstandes) の下に置かるゝ國家は——此の國家の道徳的本性を自己の任務とするであらう……」と。斯かる第四級民の國家觀、彼の考へた眞正の意味での國家その物は、政治的駆引に於ては特にビスマルクの前に於ては「プロシヤ國家」に變形されてゐたことは容易に想像され得るのである。斯くて兩者の政策的結合よりしてビスマルクは何を期待してゐたのであるか。

即、彼は、斯かる政策的結合に依つて労働者大衆をば過激なる社會民主主義者より遠ざけつゝ、他方徐々たる改良策を施して労働者の歡心を買ひ、之等を政府の味方となし、彼の所謂此の忠誠なる君主制の同盟者の勢力を以て、彼の生來嫌惡する新興の都市的資本勢力に對抗させんと企てたのであつた。

抑々彼が社會民主黨と斯かる結合を企てしラッサール時代に於て、労働問題に興味を有ち労働階級の意を迎へて諸施設に手を染めし事柄は、よしやビスマルク自身「政府の側よりして嘗て社會民主黨を利

用せんと企てしことなし」(一八七八年九月十七日帝國議會演説)と公言しやうとも、實に専ら國家社會主義的見地より都市的新興勢力に對する反對勢力として利用せんが爲であつた。蓋し彼が如何に斯かる自由主義を代表する新興の都市的資本勢力を嫌惡せるかは、嘗て彼自身語りし言に徴しても想像し得る所である。即、一八九〇年正にその宰相職を退かんとする時に當り、「余は余の計畫に於て、プロシヤの官職に關しては如何なる場合にも余の後繼者として一人の將軍を選ぶべきを勸めた。何となれば余は、社會主義運動との萬一の鬭争に於て帝國議會の再三の解散に當り、嫌なことを乍ら、ボーデルシュウイング (Bodelschwingh) その他の如き自由主義的大臣が皇帝を代表するに至るであらう」⁽¹⁹⁾と。

さればラッサールに依り提案されビスマルクにとつて主要問題となりし國庫補助の生産組合 (Produktivassoziation mit Staatshilfe) に於ても彼は、生産組合その物の原理に同意したといふよりも寧ろ之に對し「煽動的な興味」⁽²⁰⁾を抱きしものに外ならなかつた。即、之を以て當時手工業者や勞働者間に相當の勢力を及ぼしてゐた所の「進歩黨の旗下にシュルチュ・デリッチ (Schulze = Delitzsch) の創立せる信用組合及原料組合」⁽²¹⁾の運動に對抗せんが爲であつた。六二年十月ライプチヒに於てペンキ屋アイヒラー (Eichler) が勞働者に向ひ、「今政權を掌握してゐるビスマルク内閣は、勞働者に好意を有してゐる。

そして勞働者が進歩黨に背を向けさへすれば直ちに勞働者の爲に盡すであらう」⁽²²⁾と宣言せし事柄は正に此の圍の事柄を物語つてゐる。斯くて更に亦六七年勞働者に普通選舉權を與へたのも専ら斯かる政治的理由に基くものであつた。夫故「ビスマルクとラッサール」の著者マイエル (Mayer) も露骨な辭句を

以て、「ビスマルクが普通選舉に同意を與へた時に當つては、正しく大衆を出来る丈長く官選候補者に對する投票家畜として利用する意圖を有して居り且その決心を爲したのであつた」⁽²³⁾と論じてゐる。ビスマルク自身七二年イツェンブリッッ伯 (Graf Izenplitz) 宛の書翰に於て、「普通選舉に依り労働者を現在の國家秩序と調和せしめ、斯くして勞資の利害をば再び調和する」⁽²⁴⁾ことが出来る旨を述べし事は亦如上の考察と關聯して注目すべき事柄である。とまれ、自由主義黨派殊に社會民主黨の側より労働者を自己の手許に引入れんが爲の凡ゆる政治的社會的活動は、六十年代に於けるビスマルク社會政策の最も特質的な姿であつた。されば「ラッサール指導下に於ける社會民主黨の活動は、ビスマルクの政治的目的の爲には好ましからぬものではなかつた」⁽²⁵⁾のである。然し乍ら「七十年代初、國際マルクス主義が優勢となり革命への媚態 (Koketterien)、暴力發生の脅威が醸されるや否や事態は變化を齎すに至つた」⁽²⁶⁾のである。

抑々一八四八年より七八年に至る期間は、獨逸資本主義の興隆期であると共に、四八年の動亂に續く反動時代に於て労働者は漸くそのギルド的局限性より解放せられて階級意識を以て學び始めた時代であつた。六二年五月には既にラッサールが一般獨逸労働者同盟 (Allgemeiner Deutscher Arbeiterverein) を組織し、他方ビスマルクをして殊に脅威せしめたるリープクネヒト及ベーベル等のアイゼナッハ派は六四年以後マルクス主義的立場より労働者の組織化の爲に力強い活動を始め、六七年には既に「資本論」が著され、六九年八月にはアイゼナッハの萬國社會黨大會に於てドイツ支部が結成されるに至つた。而も

普墮、普佛兩戰爭直後の一時的黄金洪水時代を経て、早くも七三年五月のウィーンの經濟恐慌を前奏曲として始れる七十年代の社會的經濟的窮迫と之に伴ふ社會民主黨の飛躍的發展（之等に關する詳述は紙數其他の都合に依り略す）は、全くビスマルクの意圖と期待との失敗を示すに充分なる現象であつた。斯くて亦社會民主黨の斯かる發展は、ビスマルクの所謂「貧者の王」(Le roi des gueux)²⁷の政治にも拘はらず、獨逸の勞働者は「王の貧者」となるを肯じざりしことを物語るものであつた。茲に於てビスマルクは愈々社會民主黨を政治的に利用せんとする從來の方策を一轉して、公然たる彈壓を決意するに至つたのである。

三、社會民主黨彈壓の起源と其の進展

然らば斯かる彈壓は、抑々その起源を何處に有せしものであつたか。此の點は極めて興味ある且注目すべき問題であらう。さて七十年代後半、加速度的な社會的經濟的情勢の窮迫惡化に伴ひ社會民主黨が益々其の勢力を増大（七七年の總選舉に於ては、四九萬餘票を得、帝國第四の強力なる政黨となつて現れるに至つた。）するに先立ち、既に七一年三月のバリー・コンミュンの狂暴なる虐殺事件はビスマルクの心中に革命的社會主義なるものに關する深刻なる印象を與へたのであつた。彼自身七八年九月十七日、帝國會議會に於て此の事を公然と宣言して曰、「一般に何時社會問題に對する余の從來の異なる立場が當時社會民主主義的 (sozialdemokratisch) と自稱せるものに與へられたか。此の異なる立場は、帝國

議會に於てベール代議士だつたかりークネヒトだつたか何れにせよ此の中の一人が、熱情的な訴への中でフランスのコンムンを政治組織の典型として主張し、自ら國民の前で殺人者及放火犯人の福音なるものを公にした所の其の瞬間から始つてゐる。……此の瞬間から余は、社會民主主義的な要素の中に、國家及社會が夫に對し正當防衛の中に立つ所の敵を認めたのであつた」と。⁽²⁸⁾實に七一年五月、議會に於けるベールの演説は、その辭句の中に不安と欲望に満ちたる當時の大衆に對する煽動的効果を收むること如何に大なりしかを思はしむるものがある。曰、「諸君は確信せよ。全ヨーロッパのプロレタリアートが、自由と獨立の精神を尙胸中に抱いてゐる一切の人々がパリイを見つめてゐるといふことを。又諸君は記憶せよ。たゞひ一瞬にしてパリイが征服されるとしてもパリイの戦は一つの前哨戦に過ぎない、ヨーロッパの危機は依然として我々の前に迫つてゐるといふことを。數年も経たない中にかのパリー・プロレタリアートのスローガンなる『王宮への戦ひ、茅舎への平和、窮乏と、懶惰の消滅』(Krieg den Palästen, Friede den Hütten, Tod der Not und dem Missigang)が全ヨーロッパ・プロレタリアートのスローガンとなるであらうといふことを……」⁽²⁹⁾と。勿論ベールが後七八年マルクス宛の書翰に於て、「余は社會民主黨がパリイ・コンムンを賞讃するに至るまでは同黨に同情を有つてゐたものである」と公言せるビスマルクの辯明をば、「嘲笑すべき口實」⁽³⁰⁾として嘲罵せる如く、よしや彼は元來決して社會民主黨に對して好意を有つてゐたものではなかつたにせよ、パリイ・コンムンこそは、嘗て之に先立つ「七十年パリイに於けるブランク (Blanc) と、バロデー (Barodet) との國民議會への

選出が、ブルジョアジーをして其の凡てを放棄せんと覺悟せしむる程に驚かした⁽³¹⁾」事柄にも増して、ビスマルクに正に「眠られぬ第一夜」(die "erste schlaflose Nacht")⁽³²⁾を齎した大事件であり、彼をして社會民主黨の運動の本質を知らしめた光明 (Lichtstrahl) であつた。而も此の時に當り、「コンムンこそ來るべき歐洲革命の前兆だと宣言せるジュール・ファール (Jules Favre) の書が亦伯林に於て殊にビスマルクに對し直接大なる感銘を與へ⁽³³⁾」正に此の瞬間に、彼の胸中に公然たる社會民主黨彈壓の決定的動機が生じて來たのであつた。斯かる中に社會民主黨系機關紙の激烈なる論調が亦ビスマルクの決心を愈々固くせしめた。然れば彼自身も前述の七八年議會演説に於て之を痛論して曰、「當時コンムンに向けられたる此の修辭的訴へ、脅迫と暴力行爲への此の訴へは、一體單に修辭的形式と見做さるべきであらうか。數年來余は斯かる新聞を注意して來たのであつた。……そこでは『ロシアの Mesenzow 將軍の殺害』⁽³⁴⁾が正當の犯刑として畫かれて居り、殆んど誤解されない程の言葉で、我が獨逸の情勢に對する此の同様の遣り方の行使を勧めてゐた。……之等は眞に警戒すべき事柄であらう」と。

斯くて要するに一八七一年三月のバリー・コンムン⁽³⁵⁾の問題を決定的動機として、「爾來ビスマルクは同黨の活動をば仇敵に見做し、之に對抗することは國家並に社會の正當防衛であるとして克服し壓迫せんと試みたのであつた。」⁽³⁶⁾實際に於て今やビスマルクは社會民主黨に對して公然たる彈壓の斧を揮ふに至つたのである。「七二年には早くも同黨の二人の領袖たるベーベル及リーブクネヒトが、普通法の下に叛逆罪の名に依つて禁錮に處せられたのである。」⁽³⁷⁾

之より先、ビスマルクは既に一八七一年商務相イツェンブリッツ伯に對する注目すべき書翰に於て、彼の勞働運動に對する根本態度を述べて曰、「政府は I 生産、交易、及價格の諸關係の裡に其の正當なる理由を有つ所の勞働者階級の要求に對しては、夫が一般の國家利害と調和し得るものであるに限り、立法並に行政を通して之を迎へねばならないが、II 國家を危くする煽動に對しては健全なる公的生活を萎縮せしめざる限り、禁止乃至刑罰法規を以て之を防禦せねばならない」と。越へて明年更に皇帝ウイリヤム一世に上書して曰、「……所謂國際社會黨 (Internationale) は單に、一時的とはいへその中で全文明世界に亘つての病氣 (Krankheit) が現はれてゐる所の形式の最も著しいものに過ぎない。……此の治療法が實現されない限りは恐らく、現存の所有權に對する暴力に依る侵害の企てに對して社會を擁護することが政府の課題となるであらう。……寧ろ問題は、暴力的侵害の爲の凡ゆる企圖を監視し發見するのみならず何よりも第一に、此の企圖を處罰することが出来るといふことである。此の目的の爲には適當なる法律が必要である」と。

要するにビスマルクにとつては、「社會主義的運動に對する現存國家の干渉は、社會主義理論の勝利と少くとも同じ意味を有つものではなくして寧ろ、現在の優勢なる國家權力の行使が社會主義運動の目下の昏迷状態を停止せしめ、我々が社會主義的要求の中正當と思はれる且現存の國家的社會的秩序の枠内に於て實現せられ得るものを果すといふことに依つて、之を健全な道へ引戻す爲の唯一の手段であつた。」(一八七一年十一月十七日、イツェンブリッツ伯の答書に對する再答書)⁽⁴⁰⁾而も同時に我々は以上の

書翰の中に、後七八年の社會主義者法に對する彼の根本方針の具體的内容を認むることが出来るであらう。嘗てシュモラーに依つて「君主々義的社會改革の古典的形式」(die klassische Prazisierung einer monarchischen Sozialreform)⁽⁴¹⁾と稱せられた之等の書翰は、明瞭に二箇の事、即、一方に於て、現存秩序の内部に於て生産技術や交通や價格關係の變動に由來する所の勞働者階級の要求は之を滿し、之に反して制度その物に對する意識的鬭争は之を法律的に彈壓するといふ意味を含んでゐる。斯くて勞働者運動に對するビスマルクの全政策は、此の二個の方策の組合せであつて、後年一は社會保險立法として實現され、他は社會主義者法となつて實現されたのであつた。而もその中心點は勿論彈壓の方面に集中せられ、改良策は單に跛行的二次的な形でのみ短時日の裡に追加せられたものに過ぎなかつたのである。換言すれば、彼は改良策に對して單に政治的意味のみしか與へてゐなかつたのである。即、夫は鞭(Peitsche)に對する「菓子」(Zuckerbrod)⁽⁴²⁾に過ぎなかつた。彼自身一八八二年六月帝國議會に於て、「國家に對し數滴の社會的香油を調製すべきこと」⁽⁴³⁾を公に宣言してゐる事柄を正に自ら之を白狀せるものに外ならなかつた。惟ふに茲に我々は、ビスマルクの社會民主黨彈壓の彼の全社會政策に對する地位を認むると同時に彼の所謂社會政策なるものゝ根本特質を察知することが出来るのである。

遮莫、ビスマルクの公然たる社會民主黨彈壓は一八七一年三月のパーリー・コンムンを契機として急速なる進展をなした。彼は既に「一八七三年には勞働階級に對する例外法規を要求した。彼は營業法に對する追加法律を帝國議會に提出し、之に従つて勞働者の契約違背を法律的に處罰せんとし、更に新聞

法案の提起を企てた。之は正しく社會民主黨系新聞の彈壓を企圖したものであつた。⁽⁴⁴⁾「出版物に於て家族、所有權、全國民的兵役義務又は國家組織の其他の基礎を道德、法律觀念又は祖國愛を破壊し去る方法に於て……又は市民社會の諸關係を、公安を紊す方法に於て攻撃する所の者を二年以下の禁錮は懲役に處する⁽⁴⁵⁾」と規定してゐた。蓋し、「此の條文は前記の經濟的領域に於ける契約的破棄法と同様に政治的領域に於けるビスマルクの社會民主黨に對する最初の例外法規（Ausnahmegesetz）であつた。⁽⁴⁶⁾」社會民主黨のハッセルマン（Hasselmann）に依り「勞働者階級に對する宣戰布告」（Kriegserklärung gegen die Arbeiterklasse）として論難されし此の法案は、議會に於て不成功に終つたが、ビスマルクは此の憎むべき黨派の發展に對して決して追及の手を弛めなかつた。

斯くて翌「一八七四年こそは、社會民主黨に對して一層苛酷なる法律的政治的迫害の初めを意味してゐた。」⁽⁴⁷⁾即、同年夏トライイチュケ（Treitschke）が社會主義及びその同情者に關する論文の中で、「社會民主主義はその力を強大化して、ビスマルクが血と鐵を以て作上げた理想を足蹴りにするであらう」と叫んだ時に當つて、ビスマルクの旨を受けし檢事テッセンドルフ（Tessendorf）に依つて峻烈なる彈壓が實施され、所謂テッセンドルフ時代（die Ära Tessendorf）の恐怖を現出するに至り、其の彈壓は勿論アイゼナッハ派に對してのみに止らなかつた。此の彈壓が如何に激烈なるものなりしかは、「最初の七ヶ月間に、罰金刑の如き小事件を除いてプロシヤ國家丈でもラッサール派の八十七名以上の入⁽⁴⁸⁾が百四件の訴訟事件に依つて總計二百一ヶ月と三週間の禁錮に處せられた⁽⁴⁹⁾」といふ事實が之を示して

る。而も「夫は全く屈伸性ある條文解釋を根據として居り、其の上その理由は單に國家制度を罵倒したるか、諸階級層を煽動したるか、國家權力に反抗したるか、君主其他を侮辱したるかいかいふ凡て抽象的な罪名に過ぎなかつた。」⁽⁵⁰⁾然し乍ら此の彈壓は、ビスマルクの意圖とは逆に作用して、社會民主黨内兩派の翌年のゴータの大會に基く合同を促す急速なる氣運を作りビスマルクに對する益々恐るべき黨派の發展の爲の助成的方策に過ぎざる結果となつた。

斯かる情勢の中に一八七五年には更に而も從來の出版法よりは一層廣範圍に亘る露骨な抑壓手段が企てられた。即、此の年に當つてビスマルクは、刑法典に對する補則に依り社會民主黨の迫害の爲の新たる立法的試みを爲した。其の第三百三十條に曰、「公安を危くする方法で人民の各階級間を公然と分裂せしむる所の又は同様の方法で結婚、家族又は私有財産制度を公然言語又は文書に依つて破壊せんとする者は投獄の刑に處せらる」と。⁽⁵¹⁾然し乍ら又もや之は議會の否決を蒙るに至つた。夫にも拘らずビスマルクは決して之に狼狽することなく、所期の目的達成の時機を窺つてゐた。同年十二月十五日の代議士連の夜會で彼は、「社會民主黨はその發展の絶頂へと達した。……數年後には早くも市民階級(Bürgertum)は、疲勞しきつた孤獨の放浪者が一杯の水を求むるが如く刑法規定を渴望するであらう」⁽⁵²⁾と公言した。越へて翌一八七六年二月九日又しても刑法典の補足議案を提出するに當り、彼は議會で始めて詳細に社會民主黨と政黨に對する攻撃に關し述べた。曰、「人々を實現不可能の希望に到達せしめんとする社會民主主義的秘密運動が、獨逸人の勞働能力を低下せしめてゐる。社會民主主義の指導者達

は、労働階級の窮乏に對し本質的に同罪である」⁵³⁾と。此の言の中に我々は、嘗てアッシュレー (Annie Ashley) が其の著「ビスマルクの社會政策」の中に於て、「彼は理想主義的な抽象的な原理的な凡ての物を極度に嫌つた」⁽³⁴⁾と論斷せる言を想起すると共に、一八七六年以後に於ける經濟的不況、社會的不安の延引を、社會民主黨殊にその指導者達の煽動の責に歸せんとして繰返し公言せし七八年のビスマルクの議會演説を想到せしむるものである。

こまね斯かる中に、一八七八年伯林の宮廷牧師アドルフ・シュテッカー (Adolf Stöcker) に依るキリスト教的社會運動こそは、正に一八七八年社會主義者法の序曲を奏しつゝ、彗星の如く消去つた特異的現象であると共に、ビスマルクをして以て心秘かにラッサール時代に於ける労働階級に對する政策を再現せんと企てしめし歓迎すべき運動であつた。蓋し「シュテッカーは同年一月キリスト教社會黨 (Christlich-soziale Partei) を創立し、労働者を社會民主黨から遠ざけキリスト教信仰と國王及祖國に對する愛に基いて之等を結合せしめんと企てた。即、その目標とする所は、唯物論的無神論的社會主義に對抗し、君主主義的宗教的基礎の下に社會の經濟的改革を斷行せんとするにあつた」⁽⁵⁵⁾而も同黨は、「二三の國家主義的要求を除いては保守的のものであり、從てキリスト教社會黨の煽動は本質的には單に自由主義に對する特殊な保守的攻撃に過ぎなかつた」⁽⁵⁶⁾斯くて極言すれば、「國家に於ける絶対王政及封建的ユニカー主義の支配即反動勢力の支配の爲に労働階級を利用することが此の運動の目的であつた」⁽⁵⁷⁾されば「元來シュテッカーはビスマルクから微塵の保護をも受けてゐなかつたし、寧ろ、彼の最初の社會政策上

の意見はビスマルクと尖鋭に對立してゐた⁽⁵⁸⁾にも拘はらず、ビスマルクは彼を自己の味方となし、此の運動を利用して社會民主黨の手から勞働階級を奪つて保守的國家の忠誠なる勞働者を求めんと企てたのであつた。然し乍ら當時既に深く階級意識に浸込まされてゐたプロレタリアートは、「シュテッカーの運動に引入られることはなかつたが爲に、勞働者に何等とるに足る影響を與へずして間もなく立消えとなつてしまつた」⁽⁵⁹⁾斯くてメーリングをして云はしむれば「此の硫黄社會に於てビスマルクが彼の鐵脈に點火する爲に心秘かに頼みとした硫黄マッチも亦いぶつてしまつた」⁽⁶⁰⁾。

然れば上述の如き連年に亘る議會での度重なる失敗、更に亦キリスト教社會運動に對する利用計畫の失敗がビスマルクをして、「その生來の神經質と權勢意識 (autoritaire) の衝動」⁽⁶¹⁾の中に社會民主黨に對する憤怒と彈壓意欲の炎を彌が上にも燃上らせるに至つた。

翻つて惟ふに、此の時に當り獨逸帝國内の一般的情勢は正に形容し難き經濟的社會的苦難の段階へと到達してゐた。即、「制度の奇態、諸邦分立主義の主張、政黨の細分化、自由主義の渴望、保守黨の對立、社會主義の脅威、文化評論の紛亂が、産業の不振と財政の不良状態と更には亦勞働階級の悲惨なる生活状態と錯綜して四箇年この方些細な事件に依つても必然的に急性的危機に變形するに至るべき潜在的危機の状態を形成してゐたのであつた」⁽⁶²⁾。斯かる暗澹たる情勢の下に於て、七年前獨逸皇帝として歡迎されし老帝の生命を脅かす所の二つの無意味且拙劣な暗殺計畫事件が勃發した。一は五月十一日伯林のウンター・デン・リンデンに於ける鍼力職ヘーデル (Hödel) の拳銃に依る皇帝狙撃事件であり、他

は六月二日同じくウンター・デン・リンデンに於て落ぶれ者ノピリング博士(D. Kröner Karl Nobiling)が獵銃に依り老帝に重傷を負はしむるに至りし狙撃事件であつた。ビスマルクは直ちに此の事件を自己の目的の爲に利用した。

而も「社會民主主義は此の無意味なる行爲に關して何等糸を操つてゐたのではなかつた」⁽⁶³⁾ことは兩人の經歷、性格、並に彼等に對する裁判更に兩事件に對するビスマルクの態度が明かなる眞相として之を示して居り、從て此の兩事件を是が非でも社會民主黨の罪に歸せんと辯説劃策したことの不當、否寧ろ殘酷なるは既に當時に於ても識者の認むる所であり、それは、「ビスマルク自身にとつても一種の卑劣なる口實に過ぎなかつた」⁽⁶⁴⁾(之等に關する詳述は紙數其他の都合に依り略す。)

而も此の兩事件の「國內に與へし感銘は實に筆舌の盡す所ではなかつた」⁽⁶⁵⁾。「夫は國民が皇帝は致命傷を負はれたのであると信じたが爲に一層甚しかつた。」⁽⁶⁶⁾他方「ビスマルクに依る多數の新聞の買収、利用」⁽⁶⁷⁾が驚くべき効を奏した。斯くて、「全獨逸帝國に憤怒の叫びと激動の苦痛とが響き渡つた。政府内では最も穩健な人々すら、『ニヒリズムと社會民主黨との殲滅』を叫ぶに至つた」⁽⁶⁸⁾。斯くて七三年以來ビスマルクに幾多の不面目と憤怒とを與へしかの峻烈苛酷なる社會主義者法案は、ヘーデル、ノピリング兩事件を「全形勢を支配する」⁽⁶⁹⁾契機として遂に一八七八年十月十九日二百二十一票對百四十九票を以て議會の通過を見、爾來十二年間に亘りビスマルクに依る獨逸社會民主黨彈壓の嵐は、かの確たる法律的明文の下に帝國内にその猛威を逞しうするに至つた。

四、結 言

顧るにその昔、ビスマルクがラッサールの勸めに依り勞働問題に對する特殊な關心を抱くに至りしよりこの方、社會民主黨彈壓が其の公然たる法的實施を見るに至る迄正に十有五年を経過した。獨逸帝國宰相として而も徹底的保守主義的防動的權勢家として其の内政問題に於ける一大脅威たる社會民主黨的黨派に對するビスマルクの苦惱は實に想像に餘りあるものがあつた。惟ふに、一度は社會民主黨に對して秋波を送り、シュレスウイヒ・ホルシュタイン問題更にポーランド問題に對する勞働階級の支持を期待し更に進んで王の私財に依り維持さるゝ生産組合すら創立して、進歩黨の牽制に資すると共に勞働大衆の歡心を買つたことのあるビスマルクではあつたが、彼の生來的性格と社會觀とに極度に矛盾する社會民主黨がその發展を止めざる以上決して何時までも彼の支配する獨逸帝國内に公然たる存續を容認さるゝ筈はなかつたのである。

にも拘らずビスマルクが斯くも勞苦して求めし社會主義者法は、事實に於て何等の効を奏せず寧ろその意圖に逆つて作用したことは、社會民主黨の爾後の絶えざる而も急激なる發展が之を示してゐる。彼が一八八四年十一月十四日帝國議會に於て、「社會民主黨なるものが存在して居らず且夫を怖るゝ若干の人達が居ないとするならば、從來我々が一般に社會改良に於て遂行し來つた所の適度の進歩も亦存在しないであらう」と公言したのは、社會民主黨の存在理由を認めたいふよりは寧ろ、社會主義者法の

効果なきことに對する自己辯解であつた。蓋し、社會民主黨の斯くの如き發展は蔽ふべからざる一つの歴史的必然性を有する現象であり、從て之を抑壓せんとの企ての失敗は謂はゞ逆に一つの歴史的宿命とも云ふべきものであつた。一八七八年夏ビスマルクがトルコ問題を議すべき伯林會議に於て、「此の會議を勞働階級の國際的排撃の爲に利用せんと企てた」といふ事柄は、社會民主黨が彼の苦慮と彈壓にも拘らず、既に當時に於て諸國にとつて恐るべき國際的發展を爲せる事實を物語ると同時に、「彼の國際的地位の絶頂を示す所の伯林會議」の餘威を以てせし社會主義者法も、現實的發展の前には如何とも爲し難かりしを想起するものである。あはれ斯くの如くにして、「爾來幾千の人々に凡ゆる苦痛と災厄とを與へし社會主義者法に依り社會主義的學說の普及とプロレタリア的反抗の抑壓は、要するに果されなかつた。」⁽⁷²⁾「メーリングの次の形容は、一言以てビスマルクの社會民主黨彈壓の姿及其の失敗を如實に示すものであらう。曰、「ビスマルクは今や社會民主黨に對して公然たる戰を開始した。初めは馬鹿にした傲慢さを以て一進一退し乍ら、後には自己存立の爲の決死的鬪争に於て愈々狂暴に、かくて最後に彼自身の存在が跡かたもなく崩壊するに至つた」と。⁽⁷³⁾

斯くて我々は次の如く斷定することが出来るであらう。即、「斯かる抑壓は現實の工業的發展と大都市及郭外都市、工場村落の不斷の増大に直面しては殆んど何等の意味をなさずに過ぎた。されば此の抑壓は、十九世紀初期に民族思想の發展と小邦政策を攻撃する青年運動を禁壓せんと企てしカールスバードの決議が失敗に終つたが如く、又五十年代に於て一八四八年に勃發せる動亂を抑制することが出来な

かつた如く、更には亦新貴族院及精神病の國王を結託せる『郡長會議』(Landratskammer)⁽⁷⁵⁾が自由主義を長く抑壓することが出来なかつた如くに失敗に歸したのであつた。「然り而してよしや外政的には前世紀第一の名を縦にすとも、「ビスマルクこそは正に社會民主黨に對して全く殘酷なる權力家であり、社會問題に於ては要するに『妄想狂的な反自由主義者』(der wahnwitzige Gegenspieler des Liberalismus)に過ぎなかつたのである」⁽⁷⁶⁾」云。

註

- (1) O. v. Bismarck, Gedanken u. Erinnerungen. Bd. 3. p. 74.
- (2) J. Cohen, Études sur l'Empire d'Allemagne. p. 242.
- (3) P. Stein, Fürst Bismarcks Reden. Bd. 7. (Reclams univ. Bibl.)
- (4) G. Schmoller, Charakterbilder. p. 28.
- (5) H. Hofmann, Fürst Bismarck. Bd. I. pp. 135—136.
- (6) O. v. Bismarck, Die gesammelten Werke. Bd. 11. p. 607.
- (7) Gedanken u. Erinnerungen. Bd. 2. p. 77.
- (8) G. Egelhaaf, Bismarck, Sein Leben u. sein Werk. p. 349.
- (9) Charakterbilder. p. 29.
- (10) M. Lenz u. E. Marcks, Das Bismarck = Jahr. p. 216.
- (11) F. Engels, Die Entwicklung des Sozialismus. Berl. u. Stutt. 1926. p. 46.
- (12) F. Mehring, Geschichte der deutschen Sozialdemokratie. Aufl. 2, 1922. Bd. 3. p. 119.
- (13) Das Bismarck = Jahr. p. 216.
- (14) R. Mönig, Heinrich v. Treitschkes u. Bismarcks System der Sozialpolitik. p. 144.
- (15) Bismarck, Die ges. W. Bd. 8. p. 50.

- (16) Klein-Hattingen, Bismarck u. seine Welt. p. 383.
- (17) Mehring, Bd. 3. p. 118.
- (18) F. Lassalle, Arbeiter = Programm. (Reclams univ. Bibl.) pp. 66—68.
- (19) Ged. u. Erinnerungen. Bd. 3. p. 74.
- (20) Mehring, Bd. 3. p. 122.
- (21) *ibid.* p. 5.
- (22) *ibid.* p. 19.
- (23) G. Mayer, Bismarck u. Lassalle. p. 54.
- (24) L. Zeitlin, Fürst Bismarcks Sozial = Wirtschafts u. steuerpolitische Anschauungen. p. 19.
- (25) Das Bismarck = Jahr. p. 216.
- (26) *ibid.* p. 216.
- (27) Bismarck, Die ges. W. Bd. 12. p. 316, 461.
- (28) Bismarck, Die ges. W. Bd. 11. pp. 610—611.
- (29) Mehring, Bd. 4. p. 21.
- (30) Verg. v. A. Bebel, E. Bernstein. Der Briefwechsel zwischen F. Engels u. K. Marx. Bd. 4. p. 412.
- (31) Bismarck, Die ges. W. Bd. 8. p. 90.
- (32) Mehring, Bd. 4. p. 20.
- (33) G. Brodnitz, Bismarcks Nationalökonomische Anschauungen. p. 12.
- (34) W. Oncken, Allgemeine Geschichte, Vol. 44. p. 651, 791, 792.
- (35) Bismarck, Die ges. W. Bd. 11. pp. 610—11.
- (36) Mehring, Bd. 4. p. 21.
- (37) Ch. Seignobos, Histoire politique de l'Europe contemporaine. p. 615.
- (38) Charakterbilder, p. 49.
- (39) R. Oldenbours Geschichtliches Quellenwerk. Tl. 3. Bismarck. pp. 99—100.

- (40) Charakterbilder, p. 49.
- (41) *ibid.* p. 49.
- (42) Mehring, Bd. 4, p. 231.
- (43) Bismarck sein Leben u. Sein Werk. p. 349.
- (44) Bismarck u. seine Welt. p. 380.
- (45) Mehring, Bd. 4, p. 47.
- (46) *ibid.* p. 47.
- (47) Bismarck, u. seine Welt, p. 380.
- (48) Mehring, Bd. 4, p. 79.
- (49) *ibid.* p. 81.
- (50) *ibid.* p. 81.
- (51) Bismarck u. seine Welt. p. 381.
- (52) *ibid.* p. 381.
- (53) *ibid.* p. 381.
- (54) A. Ashley, The Social Policy of Bismarck. p. 8.
- (55) Cohen, p. 276.
- (56) Bismarck u. Seine Welt. p. 384.
- (57) Mehring, Bd. 4, p. 131.
- (58) *ibid.* p. 131.
- (59) *ibid.* p. 133.
- (60) *ibid.* p. 133.
- (61) Cohen, 332.
- (62) *ibid.* p. 327.
- (63) Tönnies. p. 11.

- (64) *ibid.* p. 1.
- (65) W. Oncken, Vol. 44, p. 635.
- (66) P. Matter, Bismarck et son Temps. t. 3, p. 409.
- (67) A. Bebel, Aus meinem Leben. Tl. 2, p. 414.
- (68) Bismarck et son Temps. t. 3, p. 409.
- (69) Cohen, p. 328.
- (70) Mehring, Bd. 4, p. 145.
- (71) W. Windelband, Die auswärtige Politik der Grossmächte. p. 346.
- (72) Tönnies, p. 71.
- (73) Mehring, Bd. 4, p. 21.
- (74) A. Stern, Geschichte Europas. Bd. 7, p. 497. od. Histoire politique de l'Europe contemporaine.
t. 1, p. 527.
- (75) Tönnies, p. 72.
- (76) Bismarck u. seine Welt. p. 383.